

児童手当の見直しに関する連合の考え方

日本労働組合総連合会

1. 連合「社会保障構想（第3次）」

Ⅱ. 「社会保障構想（第3次）」のめざす社会保障のすがた

～積極的社会保障と参加型社会保障により、すべての人が包摂された持続可能な社会の実現～

2. 人口減少・超少子高齢社会を乗り越えていくための重点戦略

(1) 子ども・子育てを社会全体で支えるしくみをつくる

活力ある持続可能な社会を実現するため、将来の担い手である次世代の育成を進めていくには、子ども・子育てを社会全体で支えていく体制づくりを強力に押し進める必要がある。

子どもを育成する基本的な責任はすべての保護者にあるが、子どもは育ちの場を選ぶことはできず、与えられた環境で成育するしかない。子どもの最善の利益を重視する観点から、子どもに関する社会手当や現物給付は子ども自身に対する給付と位置づけることにより、子ども・子育て支援については所得制限を無くし、すべての子どもを平等に取り扱うべきである。

また、子どもを社会全体で支えるという考え方に立ち、保育サービスの質を改善しつつ待機児童を速やかに解消した上で、保育サービスの無償化を実現する必要がある。

出産・子育てを行う世帯に対しては、出産前から子の青年期を通じ支援を強化し、子育ての不安を解消する取り組みを進める必要がある。あわせて、子ども自身が直面する課題を、専門家やさまざまな社会資源などとともに解決し、大人への成長を支えていくことが必要である。こうした取り組みと連合「教育制度構想」により貧困の連鎖を解消していくことが重要である。

こうした子ども・子育て支援の強化をはかるため、特定財源の創設など財源確保策の検討が必要である。

2. 連合「政策・制度 要求と提言」

4. 保護者の経済的負担の軽減をはかる。

(2) 国は、出産、子育てにかかる経済的負担を軽減するため、次の措置を講ず

る。

④児童手当について、次の措置を講ずる。

- a) 義務教育終了までの子どもを養育する保護者に対し、所得制限なしで支給する。なお、所得再分配については、税制などにおいて対応する。
- b) 年少扶養控除の廃止等により、児童手当受給時に比して実質手取額が減少する世帯が生じない額（3歳未満児1人あたり月額20,000円程度、3歳以上中学修了までの子ども1人あたり月額15,000円程度）を最低限支給する。

3. 財政制度等審議会財政制度分科会建議に対する連合の考え方

<財政制度等審議会財政制度分科会「令和3年度予算の編成等に関する建議」の記述>

④ 児童手当の見直し

現行の児童手当制度においては、所得制限を超えている者に対しても、「当分の間」の措置として月額5,000円（年額6万円）の「特例給付」が支給されている。昨年10月から開始した幼児教育・保育の無償化（3～5歳）において、高所得世帯も含めて家計の負担を軽減させる効果が生じていることや、消費の実態や他制度の例も踏まえ、所得制限を超える者への特例給付については、廃止すべきである。

また、支給に当たっては、世帯の中で最も所得が高い者（主たる生計者）の所得が所得制限を超えなければ、世帯全体の所得にかかわらず支給対象となる仕組みとなっている。平成4年（1992年）以降、共働き世帯数が専業主婦世帯数を超えるなど世帯における就労形態が多様化しており、他の制度においては、世帯合算の所得状況により給付額等の判断がなされる例も多い。子供・子育て支援の在り方に配慮しながら、足もとの状況変化や公平性の観点等を踏まえ、世帯合算の所得に基づき支給を判断する仕組みに変更すべきである。

- 児童手当は、児童の健やかな成長に資することを目的として実施しているものである。子どもへの給付という趣旨からすれば、保護者の就労状況や経済状況にかかわらずすべての児童に対して給付されるべきものであり、特例給付を廃止すべきでないと考える。
- また、世帯合算の収入により判断する仕組みとすることについては、配偶者の就労意欲を抑制するという負の効果や、中間所得層の経済的負担への影響も考えられるため、慎重に検討すべきである。

以上